

議案第 56 号令和 5 年度大津市一般会計補正予算(第 8 号)のうち、
産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分について

議案第 56 号令和 5 年度大津市一般会計補正予算(第 8 号)のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入のご説明をいたします。

補正予算説明書の48 ページをお願いいたします。

款16使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料、節1農業使用料及び節2水産業使用料は、行政財産及び漁港等施設の使用料等の収入見込みによる補正です。

続きまして、目5商工使用料、節2観光使用料は、観光棧橋使用料等の収入見込みによる補正です。

52 ページをお願いします。

項2手数料、目4農林水産業手数料、節1農業手数料は、鳥獣飼養登録手数料の収入見込みによる補正です。

54 ページをお願いします。

款 17 国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総

務管理費国庫補助金、説明欄、デジタル田園都市国家構想交付金のうち産業観光部につきましては、本市の観光促進事業に対する交付金であり、事業の執行見込みに伴う補正です。

56ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち産業観光部につきましては、大津市電子割引券発行による中小・小規模企業応援事業や林業に係る新規就業・事業継続支援等の執行見込みに伴う補正です。

62 ページをお願いします。

目7商工費国庫補助金、節1商工費国庫補助金、説明欄、小規模事業者支援推進事業費補助金は、本市の小規模企業販路開拓事業費補助金にかかる補助金であり、事業の執行見込みに伴う補正です。

項3委託金、目5労働費委託金、節1労働対策費委託金、説明欄、人権教育・啓発活動支援委託事業費委託金は、事業費の精算見込みに伴う減額です。

64 ページをお願いします。

款18 県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、説明欄、自治振興交付金のうち産業観光部につきましては、たんぼのこ体験事業の事業費の確定による補正です。

68 ページをお願いします。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金、説明欄、2 段目の中山間地域等直接支払推進交付金、及び6段目の経営開始型農業次世代人材投資事業費補助金、70 ページ最上段の世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動推進交付金は、滋賀県の追加内示に伴う増額補正であり、その他はそれぞれ事業費の確定見込みによる補正です。

節2土地改良費県補助金、説明欄、団体営農地防災事業費補助金は、ため池の耐震調査等にかかる補助金で、国の補正予算を活用した事業の前倒し等に伴う増額補正であり、県営造成施設管理体制整備促進費補助金は、事業費の確定見込みによる減額です。

続きまして、節3林業費県補助金、説明欄、森林動物対策事業補助金及び森林病虫害等防除事業費補助金は、それぞれ事業費の確定見込みによる減額です。

続きまして、目6商工費県補助金、節1商工費県補助金は、小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助金の確定見込みによる減額です。

72 ページをお願いします。

項3委託金、目4農林水産業費委託金、節1土地改良費委託金は、地すべり防止管理業務委託金の確定見込みによる減額です。

款19 財産収入、項1財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節1土地貸付収入、説明欄上から 6 段目、産業観光部土地貸付収入につきましては、収入見込の減額による補正です。

74 ページをお願いします。

目2利子及び配当金、節1利子収入、説明欄上から7段目、ふるさと水と土保全基金、及び最下段の森林整備基金は、基金の預け入れによる運用益の確定に伴う補正です。

76ページをお願いします。

款21繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節6森林整備基金繰入金につきましては、事業費の確定による補正です。

80 ページをお願いします。

款23 諸収入、項3貸付金元利収入、目1商工費貸付金元利収入、節1小規模企業者小口簡易資金融資預託金元利収入は、預託金の確定に伴う減額です。

84 ページをお願いします。

項4雑入、目4雑入、節5農林水産業費雑入、説明欄、農業者年金業務委託手数料は、手数料収入の確定に伴う補正であり、経営開始型農業次世代人材投資事業費補助金返還金は交付対象者からの自主返還見込みによる増額です。

続きまして、節6商工費雑入、説明欄、坂本共同作業場光熱水費等負担金は、光熱水費の減額による補正です。

86 ページをお願いします。

節10その他雑入、説明欄、産業観光部その他雑入は、収入見込みに伴う補正であり、その主なものといたしまして、大津港サイクルステーションの光熱水費、共益費の事業者負担分及び、葛川森林キャンプ村跡地に係る公的不動産利活用事業における協力金の収入見込み等によるものです。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

なお、職員給与費等の人件費につきましては、それぞれ決算見込みに伴う補正ですので、個別での説明は省略させていただきます。

104 ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目21市民交流費、説明欄4、国際親善推進費は、事業費の精算見込みに伴う減額です。

少し飛びまして、146 ページをお願いします。

款5労働費、項1労働対策費、目1労働対策総務費、説明欄2、労働者対策費は、人材確保支援補助事業等の事業費の精算見込みに伴う減額です。

続きまして、目2労働福祉費、説明欄1、勤労福祉センター管理運営費は、事業費の精算見込みによる減額であり、2労働者福祉対策費は、事業費の精算見込みによる減額です。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、説明欄2、農業委員会運営費は、需用費などの農業委員会の運営にかかる経費の精算見込みによる減額です。

148 ページをお願いします。

目3農業振興費、説明欄1、生産調整推進対策費及び2活力あるむらづくり推進費並びに3農業振興推進費は、事業費の精算見込みによる減額です。

続きまして、目4畜産業費、説明欄1、畜産振興対策費は、事業費の精算見込みによる減額です。

続きまして、目5土地改良費、説明欄2、ため池整備推進費は、国の補正予算を活用した事業の前倒し等に伴う増額であり、3小規模土地改良費、4団体営土地改良費、5地すべり防止対策費、6市単独土地改良費及び8土地改良事業推進費は、それぞれ事業費の精算見込みによる減額であり、7ほ場整備推進費は、県の事業費に見合う負担金等の減額です。

150ページをお願いします。

項2林業費、目1林業振興費、説明欄1、林道・治山事業推進費、2森林レクリエーション施設管理運営費、3鳥獣害対策費、及び4林業振興推進費は、それぞれ事業費の精算見込みによる減額です。

項3水産業費、目1水産業振興費、説明欄1、漁港等水産施設管理費、及び2水産業振興推進費は、事業費の精算見込みによる減額です。

152 ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、説明欄2、中小企業金融対策費は、事業費の精算見込みによる減額であり、3商業地活性化対策推進費は、商店街事業の中止・縮小に伴う事業費補助金の減額であり、4計量事務等推進費は、事業費の精算見込みに伴う減額であり、5商工業振興推進費は、企業立地に係る事業費などの精算見込みに伴う減額です。

目2卸売市場事業特別会計繰出金は、特別会計の決算見込みにより一般会計からの繰出金を増額するものです。

続きまして、項2観光費、目1観光費、説明欄2、観光施設管理運営費は、観光施設及び温泉施設の修繕や光熱水費の執行見込みの精査等による減額であり、3観光振興費は、疏水栈橋実施設計が不要になったこと等による減額であり、4観光案内所管理運営費は、観光案内所への運営委託料の精算等による減額です。

少し飛びまして、190 ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1災害復旧費、目1農地災害復旧費は、事業費の精算見込みによる減額です。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、繰越明許費につきまして、ご説明いたします。

戻りまして、6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正、追加の表中、款6農林水産業費、項1農業費、ため池整備事業については昨年12月に、滋賀県の追加内示があり、年度内の事業完了が困難なため繰り越しをお願いするものです。

続きまして、債務負担行為の補正につきまして、ご説明いたします。

8ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正、変更の表中、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償は、小規模企業者小口簡易資金に係る令和5年度の補償見込み額の減額により、限度額の変更をするものです。

以上、議案第56号令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分の説明とさせていただきます。

ご審査のほど、よろしくごお願いいたします。